

「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に対するコメント

ナットソース・ジャパン(株)

頂きました案に関する当方のコメントを下記申し上げます。

記

- P1 において「本実務対応報告では・・・会計処理のみを検討対象としている」とあるが、会計と並行して税務処理(法人所得税・消費税)も検討しては如何でしょうか。税務処理は実際の企業の資金繰りにも大きな影響を与えることが見込まれる。
- P2 において「排出クレジットの性格は 京都議定書・・・、 国別登録簿・・・、及び 所有権の・・・」とあるが、ここで対象としている排出クレジットは京都議定書の発効を条件としているか、或いは CDM 理事会の承認を必要としているか、若しくは第三者認証のみで十分なのかを明記しては如何でしょうか。
- P3 において「なお、自主的な・・・費用となる」とあるが、税務上の扱いがどうなるかも並行して検討しては如何でしょうか。もし会計と税務で扱いが異なる場合には、税効果の認識も検討しては如何でしょうか。
- P3 において「3 専ら第三者に販売する・・・」とあるが、ここで対象としている取引は現物取引・先渡取引であり、オプション取引は検討されていない。オプション取引は今後拡大する可能性が高く、会計・税務処理も検討されては如何でしょうか。
- P3 において「したがって・・・契約を締結した段階では、取引を認識せず、引渡を受けた段階で取引を認識する」とある。この点について2点コメントする。1つ目は契約後且つ引渡前に反対取引によってポジションの相殺を行い、損益を確定させた場合の会計・税務処理を検討されては如何でしょうか。2つ目は、引渡の定義を明確にしては如何でしょうか。これはクレジットの定義とも関係する。
- P3 において「前渡金」について言及している。この前渡金に対するクレジットの引渡が複数年度に渡った場合の会計処理を検討しては如何でしょうか。
- P4 において「出資を通じて取得する場合とは、・・・その投資の成果として排出クレジットを取得することをいう。」とある。これは現物配当のことを指していると思われるが、現実的には CDM ホスト国のうちで排出権の現物配当が可能な国は殆ど無いと思われる。
- P4 において「なお、排出権獲得のためのファンド出資のように・・・前渡金として会計処理する」とある。ファンド出資の対価として排出権を獲得する場合、資金の抛出時だけではなく、排出クレジット分配時、及び期末決算時の会計処理も検討が必要である。特に運営会社に委託してファンドが排出クレジットを購入する場合の運営会社

の費用に関する経理処理を検討しては如何でしょうか。

- 本案では排出権購入の際の付随費用の取扱いを検討していない。排出権購入にあたっては弁護士、ブローカー等を起用するケースがあるが、これらの費用が取得原価に算入されるか、あるいは費用処理されるかを検討する必要がある。またこれらを取得原価に複数年に渡って算入する場合、その会計・税務処理方法を検討しては如何でしょうか。

以上